

こうたふるさと寄附金（ふるさと納税）パートナー事業者募集要項

1 目的

本町のふるさと寄附金制度の促進、地場製品のPR、販売促進及び地元生産者、企業の活性化などの相乗効果を図るため、本町にふるさと納税をされた町外者の方に対し、地場製品やサービスをお礼の品（以下「返礼品」といいます。）として贈呈することにしました。そこで、本町と協働して返礼品を提供していただけるパートナー事業者（以下「パートナー事業者」といいます。）を募集します。

2 募集の要件

町が募集する返礼品を提案することができるパートナー事業者は、次の条件をいずれも満たし、別紙「誓約書兼同意書（申請者）」を提出した者とします。ただし、町長がパートナー事業者として適当でないと認めた場合は採用しません。

- (1) 各種法令、条例等に沿った生産・製造を行っていること。
- (2) 幸田町税について滞納がない事業者であること（法人の場合は、当該法人及びその代表者について滞納がないこと。）。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、暴力団員若しくは当該暴力団員と密接な関係を有するものではない事業者であること。
- (4) 個人情報保護法及び幸田町個人情報保護条例に基づき個人情報を適切に扱うことができる事業者であること（取得した個人情報は返礼品の発送以外の目的に使用することはできません。）。

3 返礼品の要件

返礼品は次の条件をいずれも満たす商品やサービスとします。

- (1) 幸田町又は幸田町に縁のある市区町村の特産品として認められる商品やサービスであること。
- (2) 幸田町又は幸田町に縁のある市区町村の魅力を「体感できる」「懐かしんでいただける」ものであり、本町の地域産業の振興につながる要素をもつ商品やサービスであること。
- (3) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も要件を満たすものとする。）。
- (4) 商品情報の開示が可能であること。
- (5) 幸田町又は幸田町に縁のある市区町村のイメージアップにつながるものであること。

4 返礼品の価格

寄附金額に応じて次の価格で提供していただく商品等を募集します。

寄附金額	返礼品の相当金額	注意事項等
10,000 円	3,000 円	・返礼品の相当金額に送料を加えた費用を幸田町がお支払いいたします。 (送料は全国一律の発送費用を設定してください) ・相当金額には、梱包代、手数料及び消費税を含みます。
20,000 円	6,000 円	
30,000 円	9,000 円	
40,000 円	12,000 円	
50,000 円	15,000 円	

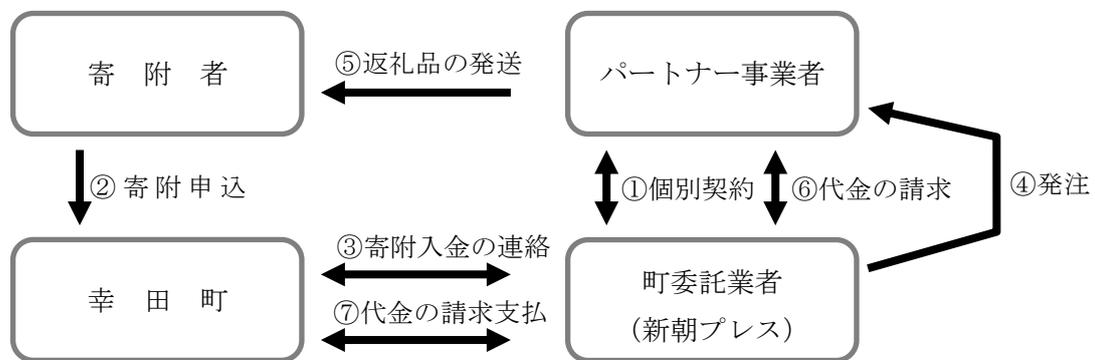
高額商品等上記区分に該当しない商品及びサービスも応募可能です。

個別に条件等を決定させていただきますのでお問い合わせください。

5 協力事業者のメリット

- (1) 返礼品として商品等を出荷することにより、売上げ拡大につながります。
- (2) インターネット Web サイト等を通して全国の方に会社名や商品等が PR されます。
返礼品発送時に限り自社パンフレット等を同梱していただくことも可能です。

6 返礼品の受注、代金の支払い等の概要



7 申込み方法等

(1) 申込み方法

必要事項を記入の上、下記ア～ウを幸田町役場 企業立地課 まで提出してください。

複数の返礼品を応募する場合は返礼品毎に作成してください。

ア こうたふるさと寄附金パートナー事業者申込書及び（別紙）返礼品内訳説明書

イ 企業の概要のわかる資料（パンフレット等）

ウ 商品等の概要が分かる資料（パンフレット等）又は商品等の写真

(2) 申込み期間

随時

8 パートナー事業者の決定

パートナー事業者及び返礼品の決定は幸田町が行い、決定後通知します。返礼品の決定後には、パートナー事業者と幸田町の委託する業者との間で契約を締結し、委託業者の指定する書類の提出が必要となります。

インターネット Web サイト及び返礼品カタログ等での掲載順や広報誌等への掲載商品の選定などは幸田町に一任していただきますようお願いいたします。

9 その他留意事項

- (1) 登録された返礼品を変更又は辞退する場合は、1ヶ月前までに幸田町への報告が必要となります。
- (2) 返礼品の発送はパートナー事業者の責任において行い、品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し、解決に努め、その内容については幸田町へ必ず報告してください。
- (3) 登録されたパートナー事業者又は返礼品が本要項 2 及び 3 に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その事業者の登録や商品調達を中止することがあります。

10 お問い合わせ先

幸田町役場 企画部 企業立地課

電話：0564-62-1111 (内線 343)

FAX：0564-63-5139

別紙

誓約書兼同意書（申請者）

こうたふるさと寄附金パートナー事業者となることに関して下記の内容を読んだ上、該当する□にチェックしてください。

根拠要綱等 こうたふるさと寄附金取扱要綱

こうたふるさと寄附金（ふるさと納税）パートナー事業者募集要項

記

誓約・同意事項	回答欄	
1 こうたふるさと寄附金パートナー事業者に関する事務に必要な範囲内において、自己（法人の場合は、法人及びその代表者）に係る町税の納付状況の情報を町が利用することについて同意します。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員、暴力団又はこれらのものと密接な関係を有する者ではありません。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3 個人情報保護法及び幸田町個人情報保護条例に基づき個人情報を適切に扱うことができる事業者であり、取得した個人情報は返礼品の発送以外の目的に使用することはありません。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4 本要綱、本要項及び本書に反する事実が判明した場合には、それにより発生した損害を賠償し、こうたふるさと寄附金パートナー事業者を辞すこととします。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
以上の事項について、誓約及び同意をします。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">年 月 日 署名</div>		
※法人の場合は、法人名及び代表者名を記載し、押印してください。		

町税の納付状況の確認のため、次の欄の記入をしてください。

申請者（法人の場合は代表者）の生年月日	年 月 日
代表者の住所（法人の場合のみ）	

※事務局使用欄	確認欄
【税務課】 要綱第9条の規定に基づく要項2第2号に該当することを確認しました。	